

平成30年11月29日

株式会社中国銀行

ちゅうぎんインターネット払込サービス 民間企業への一日あたりの払込限度額引下げのお知らせ

平素は、ちゅうぎんインターネット払込サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

近年、全国的にインターネットバンキング等を利用した不正送金被害が増加していることを受けて、平成31年3月1日より、ちゅうぎんインターネット払込サービスにおける民間企業への払込みについて、一日あたりの払込限度額の上限を引下げさせていただきます。

本変更により、万が一、不正送金等の被害に遭った場合でも、被害を最小限に抑えることができます。

なお、国および地方公共団体への払込みについては、上限の引下げは実施しないため、従来どおりの限度額でご利用いただけます。

お客さまにはご迷惑をおかけいたしますが、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

本件は、ちゅうぎんインターネット払込サービスをご利用のすべてのお客さまを対象とさせていただきますので、お客さまにおいて、払込限度額の変更手続きをおこなっていただく必要はございません。

1. 変更日

平成31年3月1日（金）

2. 民間企業への一日あたりの払込限度額

3,000万円（上限）

※一日あたりの払込限度額は、3,000万円以下の範囲で、お客さまにご指定いただいた金額となります。現在、払込限度額を3,000万円以下でご指定いただいているお客さまは、上記変更日後も、お客さまにご指定いただいた払込限度額のみで、ご利用いただけます（変更はございません）。

※現在、払込限度額を3,000万円以上でご指定いただいているお客さまは、上記変更日に、民間企業への払込みについて、払込限度額を3,000万円に引下げさせていただきます。

3. 国および地方公共団体への一日あたりの限度額

お客さまにご指定いただいた金額（変更ございません）。